

令和 6 年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P1）

【誤】

3 労働施策総合推進法（パワーハラスメント関係）の施行状況

- ◆ 令和6年度の労働施策総合推進法の相談件数は、72,789 件（対前年度比 15.8%増）であった。〔P 8〕
- ◆ 雇用管理の実態把握を行った 3,189 事業所のうち、何らかの労働施策総合推進法違反が確認された 1,882 事業所に対し、2,720 件の是正指導を実施した。〔P 9〕
- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 1,635 件、優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は 574 件であった。〔P10、11〕

【正】

3 労働施策総合推進法（パワーハラスメント関係）の施行状況

- ◆ 令和6年度の労働施策総合推進法の相談件数は、72,789 件（対前年度比 15.8%増）であった。〔P 8〕
- ◆ 雇用管理の実態把握を行った 3,189 事業所のうち、何らかの労働施策総合推進法違反が確認された 1,882 事業所に対し、2,720 件の是正指導を実施した。〔P 9〕
- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 1,637 件、優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は 575 件であった。〔P10、11〕

【誤】

（3）紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助（男女雇用機会均等法第 17 条）s

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 210 件（図 2-3）。
- ◆ 申立の内容をみると「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（第 9 条関係）」が 119 件（56.7%）と最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント措置義務（第 11 条関係）」70 件（33.3%）となっている（表 2-3）。
- ◆ 令和 6 年度中に援助を終了した 211 件（前年度受理した案件を含む。）のうち、130 件（61.6%）について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

【正】

（3）紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助（男女雇用機会均等法第 17 条）

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 210 件（図 2-3）。
- ◆ 申立の内容をみると「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（第 9 条関係）」が 119 件（56.7%）と最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント措置義務（第 11 条関係）」70 件（33.3%）となっている（表 2-3）。
- ◆ 令和 6 年度中に援助を終了した 210 件（前年度受理した案件を含む。）のうち、129 件（61.4%）について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

令和6年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P10）

【誤】

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(労働施策総合推進法第30条の5第1項)

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は1,635件（図3-3）。
- ◆ 申立の内容をみると、「パワーハラスメント防止措置（第30条の2第1項関係）」が1,595（97.6%）、「パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い（第30条の2第2項関係）」が40件（2.4%）となっている（表3-3）。
- ◆ 令和6年度中に援助を終了した1,687件（前年度受理した案件を含む。）のうち、988件（58.6%）について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

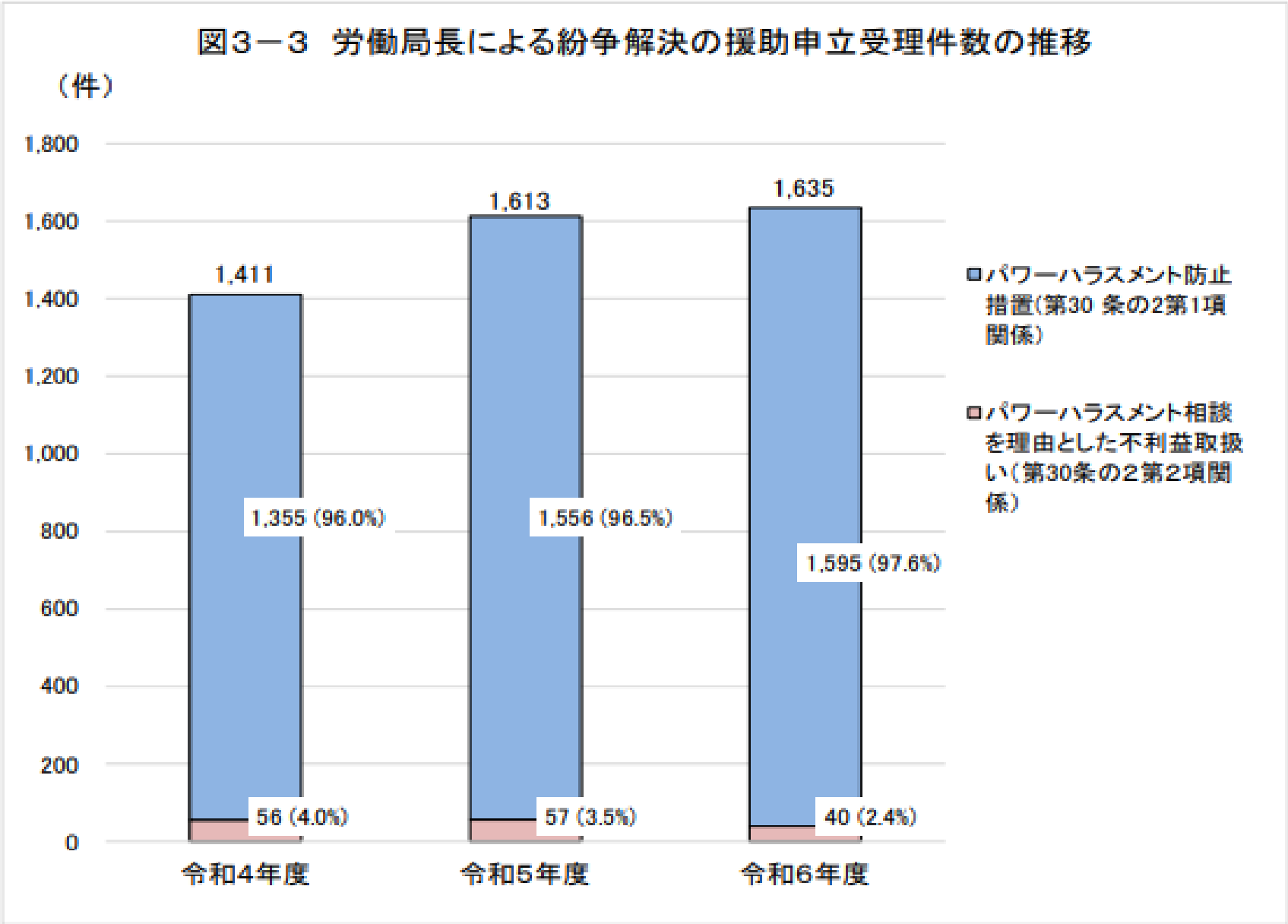


表3-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移 (件)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	1,355 (96.0%)	1,556 (96.5%)	1,595 (97.6%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	56 (4.0%)	57 (3.5%)	40 (2.4%)
合計	1,411 (100.0%)	1,613 (100.0%)	1,635 (100.0%)

【正】

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(労働施策総合推進法第30条の5第1項)

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は1,637件（図3-3）。
- ◆ 申立の内容をみると、「パワーハラスメント防止措置（第30条の2第1項関係）」が1,597（97.6%）、「パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い（第30条の2第2項関係）」が40件（2.4%）となっている（表3-3）。
- ◆ 令和6年度中に援助を終了した1,686件（前年度受理した案件を含む。）のうち、991件（58.8%）について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

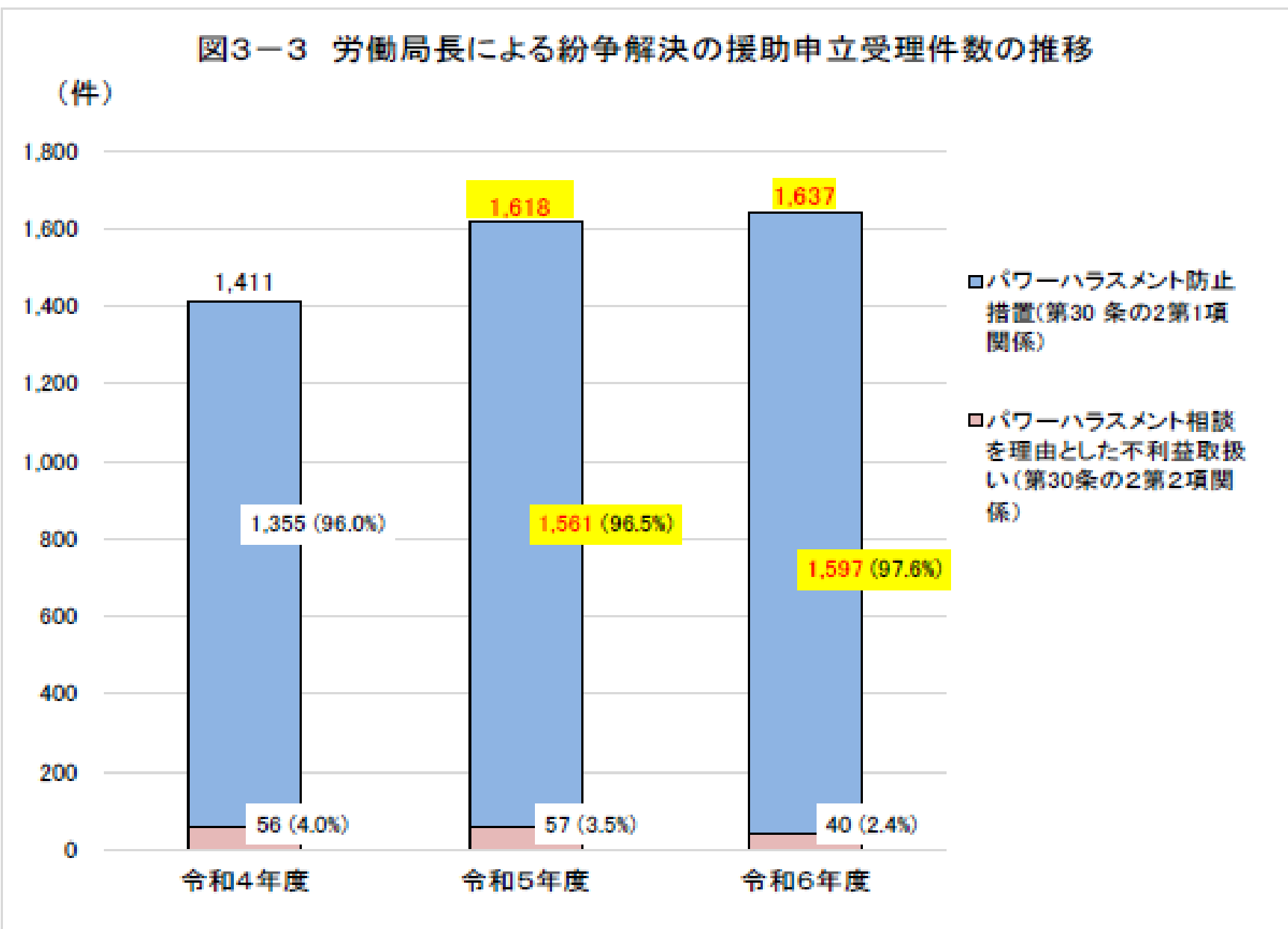


表3-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移 (件)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	1,355 (96.0%)	1,561 (96.5%)	1,597 (97.6%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	56 (4.0%)	57 (3.5%)	40 (2.4%)
合計	1,411 (100.0%)	1,618 (100.0%)	1,637 (100.0%)

令和 6 年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P11）

【誤】

② 優越的言動問題調停会議による調停（労働施策総合推進法第30条の6第1項）

- ◆ 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は 574 件（図 3-4）。
- ◆ 調停の実施結果をみると、調停を開始した 579 件（前年度受理した案件を含む。）のうち調停案受諾勧告を行ったものは 17 件で、そのうち 13 件が調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、200 件が受諾勧告前の和解に至っている。

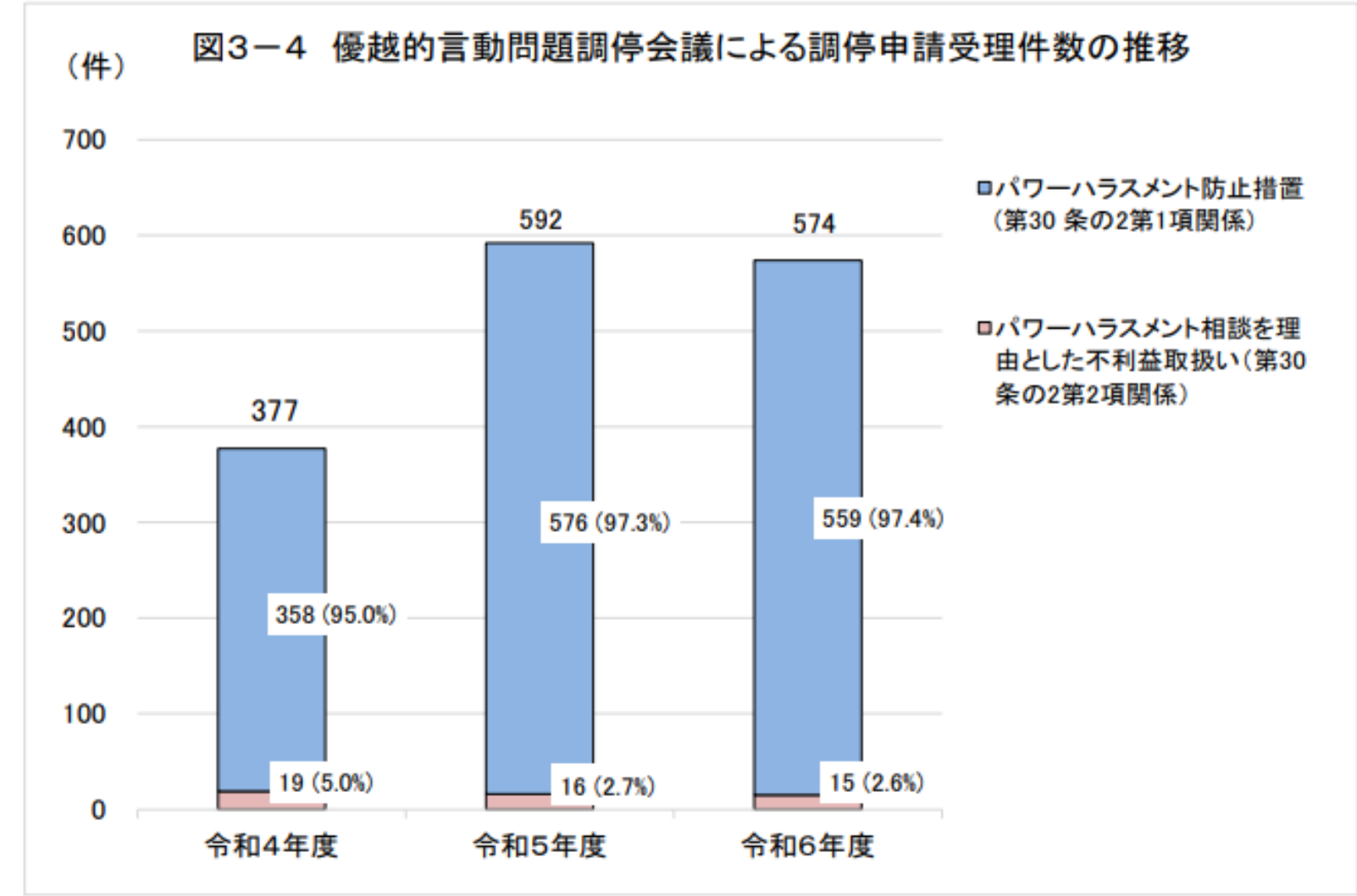


表3-4 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数の推移 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント防止措置(第 30 条の 2 第 1 項関係)	358 (95.0%)	576 (97.3%)	559 (97.4%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第 30 条の 2 第 2 項関係)	19 (5.0%)	16 (2.7%)	15 (2.6%)
合計	377 (100.0%)	592 (100.0%)	574 (100.0%)

【正】

② 優越的言動問題調停会議による調停（労働施策総合推進法第30条の6第1項）

- ◆ 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は 575 件（図 3-4）。
- ◆ 調停の実施結果をみると、調停を開始した 580 件（前年度受理した案件を含む。）のうち調停案受諾勧告を行ったものは 16 件で、そのうち 12 件が調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、200 件が受諾勧告前の和解に至っている。

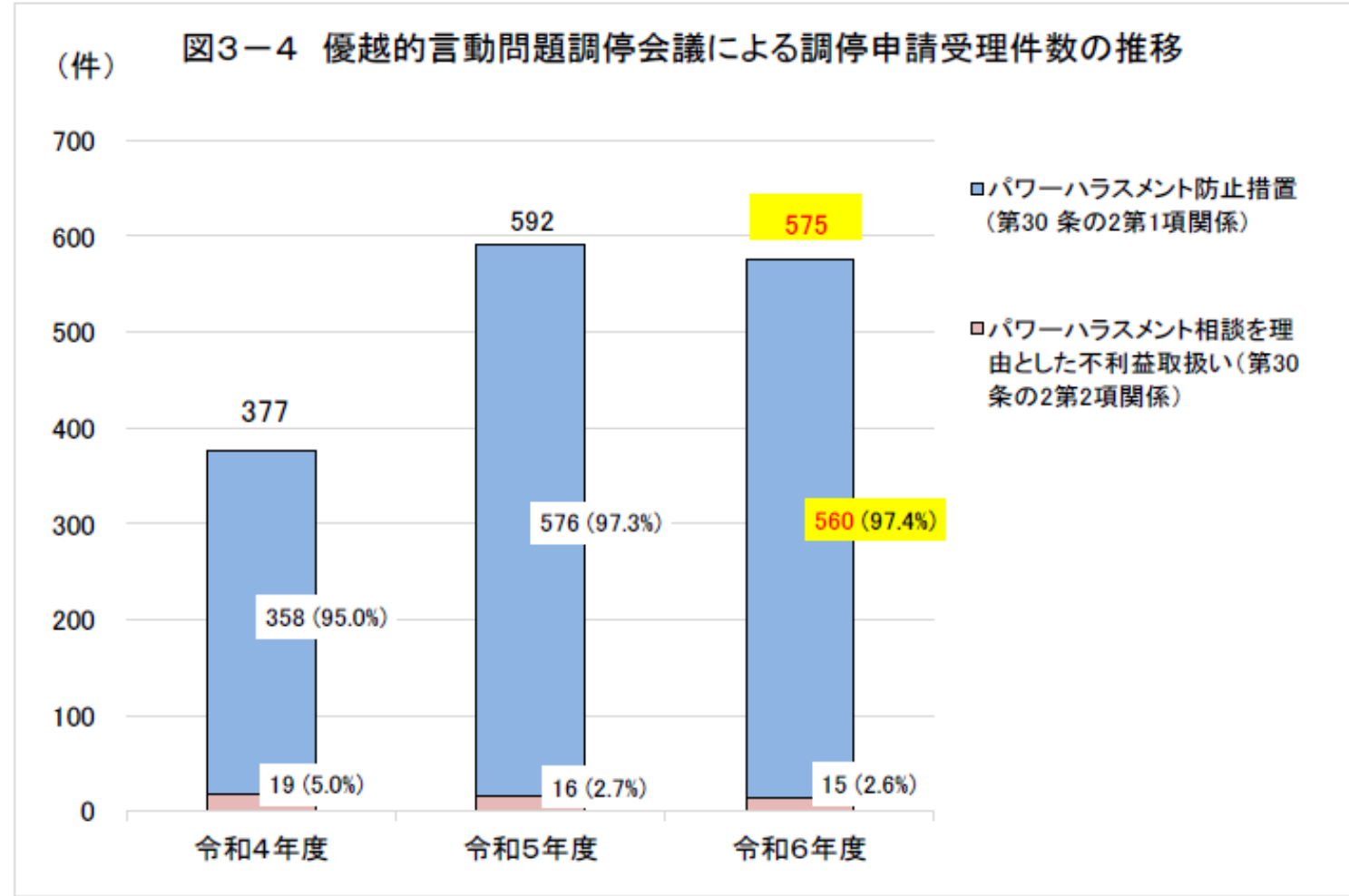


表3-4 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数の推移 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント防止措置(第 30 条の 2 第 1 項関係)	358 (95.0%)	576 (97.3%)	560 (97.4%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第 30 条の 2 第 2 項関係)	19 (5.0%)	16 (2.7%)	15 (2.6%)
合計	377 (100.0%)	592 (100.0%)	575 (100.0%)